

2014年10月31日

吉村美栄子 山形県知事 様

ダムに依らない治水と漁業振興を求める小国川漁協組合員の会

共同代表 渡部陽一郎

〃 三井和夫

〃 下山久伍

### 最上小国川ダム建設に伴う漁業補償に関する協議要請

現在、県は9月28日の小国川漁協の総代会決議の結果より、漁業権をもつ漁協が同意したとしてダムに着工しようとしている。

しかし、それに対して私たち組合員有志は全く同意しておらず、このままのダム着工は、財産権の侵害行為であると断言する。

- 1) 県は**113万円**という補償算定額を漁協に示しているから、財産権（漁業行使権）の侵害があることは間違いない。
- 2) 財産権を侵害するには補償が必ず必要であり、補償なくして侵害することは違法である。
- 3) **113万円**の補償に関する漁協の意思決定（理事会や総代会での決定・決議）は無権代理行為に過ぎず、財産権を侵害される者の追認がないと無効である。

先ずは以下、説明・協議の場を求める

- 違法ではないとの反論があるのであれば、反論をせよ。
- 漁協に提示した「補償額**113万円**」の算定根拠を明らかにせよ

以上